

平成 31 年 3 月 22 日

【 事 務 連 絡 】

自治会町内会長 各位

港北区地域振興課長

## 平成 31（2019）年度 LED 防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市の LED 防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り厚く御礼を申しあげます。

本市では平成 21 年度から防犯灯の LED 化を開始し、これまでに、約 177,300 灯の LED 防犯灯を整備してきました。

工事を進めるにあたっては、自治会町内会の皆様には多大な御尽力をいただき深く感謝しております。

平成 31 年度は、電柱への LED 防犯灯及び鋼管ポール LED 防犯灯の新設工事を行ってまいりますので御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 1 平成 31（2019）年度の LED 防犯灯の整備について

- (1) 電柱への LED 防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・・・（約 300 灯）
- (2) 鋼管ポール LED 防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・・・（約 36 灯）

### 2 LED 防犯灯の新設について

- (1) 自治会町内会からの申請に基づき設置を行います。
- (2) 設置場所の選定は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く夜間の歩行に支障があるところとします。
- (3) 鋼管ポール LED 防犯灯の新設は、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合とします。
- (4) 鋼管ポール LED 防犯灯の設置場所に下水管や水道管等の埋設物がある場合は設置できません。
- (5) 一度設置した鋼管ポール LED 防犯灯は、場所の変更ができません。設置場所を決定する際には必ず、近隣にお住いの方及び土地を利用している方の合意形成を行ってください。

### 3 申請書類および提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、添付の申請書及び防犯灯地図に必要事項をご記入のうえ、**提出期限：平成 31(2019)年 5 月 31 日(金)まで**に、区役所地域振興課に御提出ください。
- (2) 設置については、予算の範囲の中で「横浜市防犯灯設置基準」に基づいた設置となります。申請場所が設置基準を満たさない場合は設置できませんので、御了承ください。

＜横浜市防犯灯設置基準＞（抜粋）

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 灯具の設置の高さは、原則として地上から 4.5 メートル以上とする。

皆様からの全ての要望に対応することができない場合がございます。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

この事業は、平成 31 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

#### 4 LED防犯灯の見守りについて

横浜市が設置したLED防犯灯（ESCO事業で設置したLED防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

**\*LED防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記の連絡先までご連絡ください。**

港北区地域振興課 電話045-540-2234

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

**\*お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。

※下記の図参照）

②電柱番号（鋼管ポールの場合は、その旨、ご連絡ください）



③住所及び目標物

④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。</p> 
<p>碓子区 09 452</p> <p>Y 瀬谷区 T 555</p>	<p>プレートタイプ</p> <p>Y 鶴見区 AP 1234</p> <p>シールタイプ</p> <p>旭 区 H 10 9008</p>

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンターに御連絡ください。

東京電力エナジーパートナー株式会社カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803（有料）

## LED防犯灯の寄附制度について

～自治会町内会でLED防犯灯を独自に電柱へ設置する際にご検討ください～

自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

寄附の手続きを行った防犯灯は、その後の電気料金の支払い及び故障時の修繕対応などを横浜市が行っていきます。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。

寄附の手続きの詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

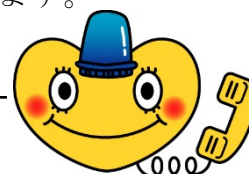
<問い合わせ先>

市民局地域防犯支援課

住所：横浜市中区港町2-6 横浜関内ビル3階

※来課される際は必ず事前に御連絡をお願いいたします。

電話：045-671-3709



担当：市民局地域防犯支援課

電話：671-3709

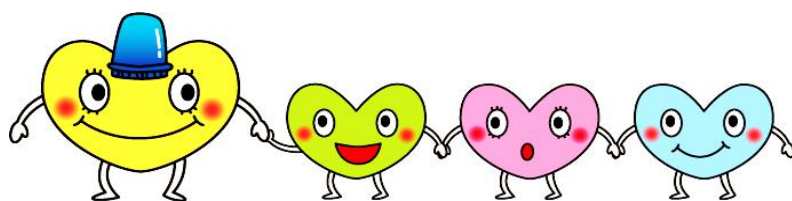
FAX：664-0734

担当：港北区地域振興課

電話：540-2234

FAX：540-2245

# 平成31(2019)年度 鋼管ポールLED防犯灯の新設 申請の手引



～安全・安心できる町づくり～

地域のこころでみんなを守ろう

## 平成31年3月

問合せ先：横浜市市民局 地域防犯支援課

住所：横浜市中区港町1-1

電話番号：671-3709

F A X : 664-0734

提出先：港北区役所 地域振興課

住所：港北区大豆戸町26-1

電話番号：540-2234

※F A Xでの提出はできません。必ず原本を御提出ください。

この事業は、平成31年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

# 1 LED防犯灯設置事業について

## 1 申請について

この手引で申請できる内容は、「鋼管ポールLED防犯灯の新設」のみです。鋼管ポールの建替の申請はできません。

また、夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を図るために、多くの地域の方が通行する公衆の用に供する道路を照明する場所で、周囲に明かりや電柱が無く、「横浜市防犯灯設置基準」を満たしている場所に設置します。

### <設置基準により対象外となる例>

マンション等敷地内の照明／公園内の照明／子どもの遊び場内の照明／神社仏閣の敷地内・参道の照明／自治会町内会館の敷地内の照明／民家の敷地（庭等）の照明／駐車場内の照明／その他、道路ではない場所の照明 等

## 2 スケジュール

申請書の提出期限（区役所地域振興課） .....提出期限内に早めにご提出ください.....	5月31日（金）まで
審査・調査期間 .....お問い合わせの連絡をさせていただくことがあります.....	5月～10月（予定）
施工期間	11月～1月（予定）

○施工可能と判断した場合は、工事業者から、連絡者様宛に直接連絡いたします。  
不可となった場合は、連絡がいきませんので御了承ください。

## 3 申請者

自治会町内会長 または 連合自治会町内会長

## 4 書類提出期限・提出先・問合せ先

提出期限：平成31（2019）年5月31日（金） 必着

提出先：区役所地域振興課 ※手引き表紙に連絡先等記載しています。  
問合せ先：市民局地域防犯支援課 TEL：671-3709

## 5 提出書類

申請1か所につき、下記の申請書が必要となります。

複数の申請がある場合、1か所ごとに、書類を御提出いただくことになります。

### <下記①から③までは必須>

①平成31（2019）年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書【提出書類1】

②防犯灯地図

③設置場所の写真

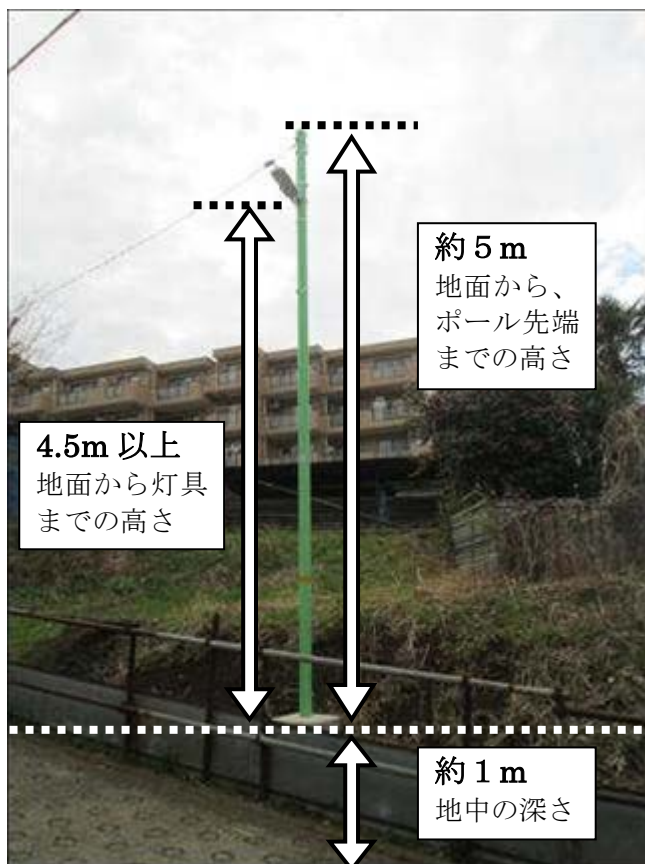
### <申請場所が私道又は私有地の場合には下記④も必要>

④鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

※私道・私有地の場合、土地の所有者の設置承諾が条件となりますので、承諾書をいただけない場合は設置できません。

※記載いただいた優先順位の高い順番で、必ずしも設置ができるという訳ではございません。

## 6 鋼管ポールLED防犯灯の仕様について



鋼管ポールの高さについて



鋼管ポール設置工事の様子

鋼管ポールを設置するためには、縦60cm、横60cm、深さ120cm程度のスペースが必要で、掘ったスペースの中央に設置します。申請にあたっては、スペースの有無や交通への支障などをご検討願います。

## II LED防犯灯を新設する際の注意点

### <LED 防犯灯新設の注意点>

LED防犯灯は、蛍光灯防犯灯に比べて、眩しさを感じやすい照明です。

家屋に近接したところに設置を希望する場合は、リビング、寝室、玄関などに光が差し込むことがございますので、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

また、田畑がある場所に設置するような場合も、野菜や庭の植物等に影響を及ぼす可能性がありますので、耕作者等への御確認をお願いいたします。

後に、トラブルの原因になることがありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

### <場所の選定について>

- (1) 公道上への設置を原則とします。ただし、「公道上へ設置すると通行に支障が発生する」などの場合には、土地所有者の承諾が得られたときは、私有地（私道を含む）に設置することも可能です。
- (2) 他の屋外照明との距離がおおむね 25m 以上ある場所を選定してください。ただし、電柱から鋼管ポールに直接電線を接続することができる距離が約 25m であるため、接続条件によっては、設置ができない場合もあります。
- (3) 鋼管ポールと鋼管ポールを接続させる場合は、20mとしてください。また、道路や駐車場入口等を横断して接続させることはできません。
- (4) LED防犯灯は、原則地上から 4.5m 以上の高さの位置に設置します。
- (5) 多くの地域の方が通行する道路を照明する場所を選定してください。行き止まり道路などの特定の人しか利用しない場所は避けてください。
- (6) 申請場所は、原則として、申請を行う自治会町内会の区域内となります。自治会町内会が構成されていない空白地など、区域外への設置を申請される場合は、申請した防犯灯の日常の見守りをお願いいたします。
- (7) 樹木の繁茂により防犯灯への影響が予想される場所については、土地所有者等により樹木の剪定をしていただく必要があります。

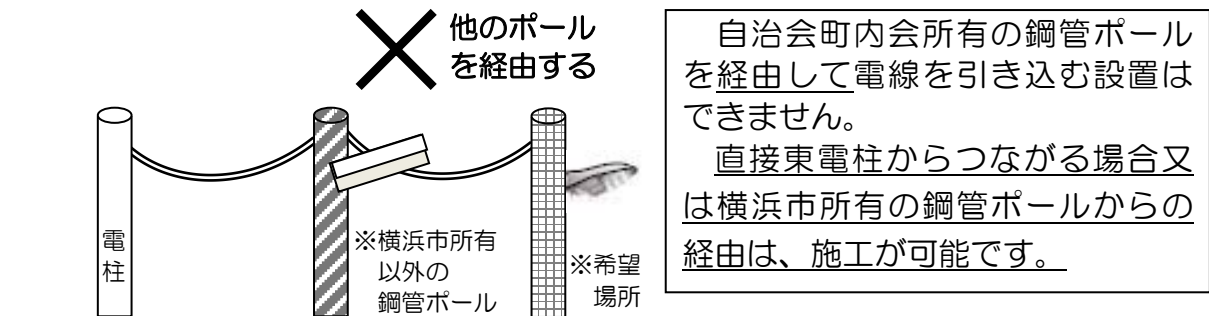
### <その他>

- (1) 設置基準を満たしていても、施工上の問題で設置できない場合があります。あらかじめ御了承ください。  
(例) 設置する場所の地下に下水管や水道管、ガス管などの埋設物や擁壁の基礎などがある場合、設置することはできません。  
また、電気を供給できる電源が遠い場合、希望の場所に設置ができない場合があります。
- (2) 灯具が設置されてから通電するまでに時間がかかる場合があります。

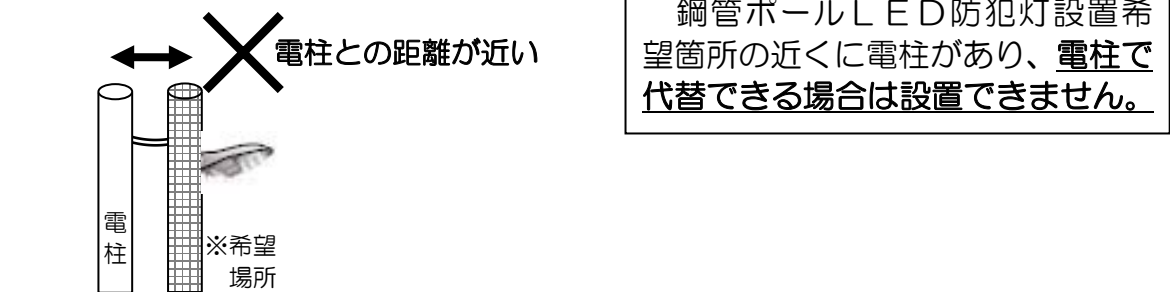


### III 設置できない例

#### (1) 自治会町内会所有の鋼管ポールを経由する場合

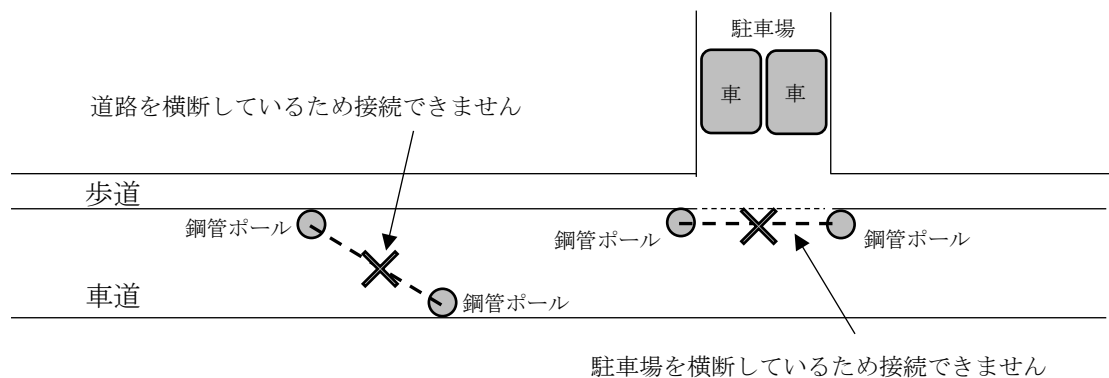


#### (2) 電柱との距離が近い場合



#### (3) その他

- ア 縦 60cm×横 60cm×深さ 120cm の基礎のスペースが確保できない場合や鋼管ポールの建柱位置が歩道の中央になる等交通の妨げとなる場合
- イ 地下埋設物（擁壁等の基礎、水道管等）や樹木の根等の障害物がある場合
- ウ 道路掘削規制がある場合（公道上）  
⇒道路掘削規制については、各区土木事務所にご確認ください。
- エ 鋼管ポールを接続させる際に、道路や駐車場入口等を横断する場合



# IV 記入見本

## 1 平成31（2019）年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書【提出書類1】

<b>提出書類 1</b>	
※市役所記入欄	
区名	区
号	- - /

記入日  
平成31年4月24日

平成31（2019）年度鋼管ポールLED防犯灯新設申請書

横浜市

代表者と連絡先が同一の場合は記入不要です。

申請書を記入した日付です。

審査・調査の参考にしますので記載をお願いします。

優先順位  
1 位

屋間に連絡のとれる電話番号を記入してください。

自治会町内会名： ○○ 町内会

代表者住所：横浜市 ○○ 区 ○○町○-○○

代表者氏名： ○○ ○○ 印

代表者電話番号： ○○○ - ○○○- ○○○○

連絡者氏名： △△ △△

連絡者電話番号： △△△ -

申請者である自治会町内会の名称等を記入して、代表者印の押印をお願いします。  
※自署した場合は押印を省略できます。  
※押印は、スタンプ印は無効です。

**1 鋼管ポールLED防犯灯の設置について、次のとおり申請**

(1) 申請内容 (該当するものを○で囲み、住所、引き込み電柱番号を記入してください)

申請内容	鋼管ポールLED防犯灯
住所	○○ 区 ○○町○-○○
設置場所区分	公道上 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">私道 または私有地</span>
引き込み電柱番号	○○123

(2) 状況 (該当するものを○で囲み、複数記入可。)

チェック欄	防犯灯へ電線を引き込む電柱番号を記入してください。
○	
○	周囲に防犯灯を設置できる電柱が無い
その他 (具体的に記入してください) 理由 _____	

申請1か所につき、申請書を一式御提出ください。ボールペン等で記入してください。

裏面有

**2 鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】**

設置場所区分に「私道または私有地」に○をした場合は必ず添付してください。

**3 防犯灯地図**

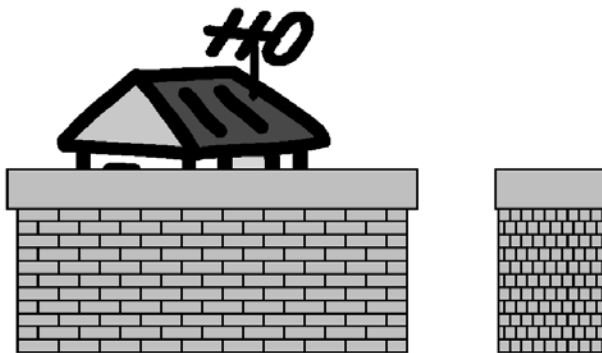
防犯灯地図に申請場所を記入の上、必ず添付してください。

**4 申請場所写真**

（必ず写真を添付してください。）

審査材料となるため、必ず写真を貼付してください。

- ・周囲の風景と申請場所が一緒に写るよう撮影してください。
- ・申請場所が分かるよう写真にペンで位置を記入してください。



- ・枠内に上から貼り付けてください
- ・縦写真でも横写真でもどちらでも可能です。
- ・別紙作成の上、添付でも構いません。

5 この申請により設置されたLED防犯灯について、自治会町内会で日常の見守り（故障の発見、連絡及び繁茂した草木の除去等）を行います。

**【申請締切】平成31（2019）年5月31日（金）必着**

**【提出場所】〇〇区役所 地域振興課 電話番号 045- - -**

**【問合せ先】市民局 地域防犯支援課 電話番号 045-671-3709**

## 2 鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書【提出書類2】

自治会町内会名  
〇〇町内会

提出書類 2  
※市役所記入欄


区名	区
整理番号	- - /

自治会町内会名を記入してください。

鋼管ポールLED防犯灯設置承諾書

記入日  
平成31年5月10日

横浜市長

所有者  
住所 〇〇区〇〇町〇-〇  
氏名 △△ △△ 

土地の所有者が記入、押印  
※自署した場合は押印を省略できます。  
※押印は、スタンプ印は無効です。

私の所有する次の土地内に鋼管ポールLED防犯灯を設置することについて、次の条件により、承諾します。

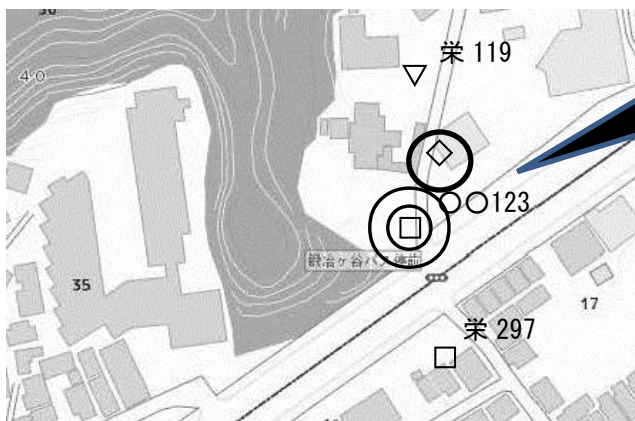
承諾する土地 横浜市 〇〇区〇〇町〇-〇 番地

1 鋼管ポールLED防犯灯設置にかかる土地使用については、 2 鋼管ポールLED防犯灯の設置については、横浜市が行うこととします。 3 鋼管ポールLED防犯灯設置後に撤去の必要が生じた場合は、横浜市が行うこととします。
---

設置を行う土地の住所を記入してください。なお住所は、「鋼管ポールLED防犯灯設置申請書」で記入した住所と同様となります。

※ボールペン等で記入してください。

## 3 「防犯灯地図」の記入方法



引き込み柱に◎（二重マル）をつけ、新設する場所に○（マル）を記入してください。

※この地図は防犯灯の申請以外の目的で使用することはできません。ご注意ください。この地図には、NTTのみが使用しているNTT単独柱は記載されていません